

第4章 米国

—トランプ政権の貿易政策と米中貿易摩擦の影響—

勝又 健太郎

1. はじめに

米国トランプ政権は、「米国第一 (America First)」の理念の下、国家安全保障の観点から、貿易政策について、国内の製造業の基盤、雇用、国際競争力の強化、公衆衛生の確保を実現する手段としても位置付け、貿易赤字の是正を図り、追加関税の賦課による高関税政策を実施してきている。

第二次トランプ政権における貿易政策の動向やその影響については、第一次トランプ政権における場合と同様のパターンを繰り返している。つまり、高関税政策を実施した結果、米中貿易摩擦の発生、中国への大豆輸出の減少、米中間の貿易交渉と合意、大豆生産者への支援措置の実施という過程を辿っているところである。

そこで、本稿は、第一次政権と第二次政権における貿易政策と米中貿易摩擦の動向やその影響について比較分析することにより、トランプ政権における貿易政策と米中貿易摩擦の影響について構造的に把握することを試みる（本稿では、米中貿易摩擦において米国の農産物の中で輸出に最も影響があった大豆に焦点を当てた分析を行う）。

まず、第2節では、第一次と第二次トランプ政権の貿易政策と米中貿易摩擦をめぐる動向について整理する。

次に、第3節では、以上の整理に基づき、追加関税の発動時期と貿易摩擦の期間、米国産大豆の輸出の動向、米国の大豆生産者の経営状況の観点から、第一次政権と第二次政権における状況を比較分析する。

最後に、第4節で今後のポイントを列挙することにより、まとめとする。

なお、本稿において「年度」は、特に言及のない限り、「作物年度」を意味するものとする（大豆の作物年度は、毎年9月から翌年8月までである）。

2. トランプ政権の貿易政策と米中貿易摩擦の動向

（1）第一次政権における米中貿易摩擦の経緯と農業支援策⁽¹⁾

1) 米中貿易摩擦の経緯

2018年7月6日、米国は、不公正な通商慣行に関する懸念を理由として、中国からの様々な輸入品に対し25%の追加関税措置を実施した。これは、1974年通商法301条に基づくものであり、米国通商代表部（USTR）が調査を行った結果、中国による米国の知的

財産権の侵害、強制的な技術移転の要求等が、不公正な通商慣行に該当し、米国の商業的利益を損なっていると判断されたことにより実施されたものである。

これに対し、中国も同日、米国からの大豆を含む様々な輸入品に対して 25%の報復的な追加関税を賦課した。これを契機として、いわゆる「米中貿易摩擦」が本格化し、2018 年 8 月および 9 月には、両国が相互に追加関税の対象品目を拡大する事態となった。

このような状況下、2018 年 12 月 1 日に米中首脳会談が行われ、会談後の米国大統領府の発表によると、農産物貿易に関しては「中国が相当量の農産物を米国から輸入する。また、当該農産物の購入を直ちに開始すること」が合意される等摩擦の解消への動きが見られた。しかしながら、2019 年 9 月に米国が再び追加関税を賦課する対象品目を拡大すると、中国も追加関税を賦課する対象品目を拡大するとともに、2018 年に賦課した追加関税の対象品目の一部について関税をさらに引き上げる措置を実施した（大豆の関税率は 30%に引き上げられた）。

その後も両国により貿易摩擦の解消に向けた協議が断続的に行われた結果、2019 年 12 月に第一段階の合意に達し、「米中両政府間の経済と貿易に関する合意（Economic and Trade Agreement Between the Government of the United States of America and The Government of the People's Republic of China）」として、2020 年 1 月 15 日に署名され、2 月 14 日に発効された。

この第一段階の合意においては、農産物の貿易について、2017 年の中国による米国からの輸入額（約 240 億ドル）を基準として、中国が、2020 年に当該基準より少なくとも 125 億ドル多く輸入すること、また、2021 年には少なくとも 195 億ドル多く輸入することとされた（当該農産物は、油糧種子（大豆）、食肉、穀物、綿花、その他農産品、魚介物である）。また、中国は 2019 年 9 月に追加で賦課した関税を 2020 年 2 月 14 日に引き下げ（大豆の関税率は 27.5%に引き下げられた）、さらに、中国は、追加関税を賦課していた輸入品の一部（大豆を含む）について追加関税の免除申請を 3 月 2 日から一年間受け付けることとした。この免除制度は、その後複数回延長され、現在は、2026 年 12 月 31 日まで延長されている⁽²⁾。

2) 農家支援策の概要

2018 年 7 月、米国農務省は、中国等による「不当な報復措置」によって生じた農産物の輸出の減少による損害を補償するための農業者に対する支援策（直接支払い）である市場促進プログラム（Market Facilitation Program : MFP）を講じることを発表した。

対象となる農産物は、大豆、小麦、とうもろこし等である。支給総額は最大で 100 億ドル（大豆生産者には約 73 億ドル）とされた。また、各農業者への支給額は、品目ごとの単位量当たりの単価に 2018 年の各農業者の生産量を乗じた額であり、単位量当たり単価は、品目ごとに報復関税による米国の輸出の減少総額を推定し、2018 年の米国の総生産量で除して算定された。

さらに 2019 年 6 月になると、米国農務省は、MFP を 2019 年にも再び講じることを

発表した。2019年のMFPは、支給総額が最大で145億ドル（Glauber(2019)によると、大豆生産者には約48億ドルが支給されると推定）である。

対象品目については、①非園芸作物（non-specialty crops）（穀物、油糧種子等）、②園芸作物（specialty crops）（果実、ナッツ）、③畜産物（animal products）の三種類に分類し、品目数も増加している。

大豆を含む非園芸作物の支給単価については、郡（county）別にエーカー当たりの単価として、非園芸作物を品目横断的にまとめて設定された。具体的には、2018年と同様な方法で品目別の単位量当たりの支給単価を算定した上で、品目別の単価に品目別の生産量を乗じたものを全品目について合計し、合計額を全品目の作付面積（エーカー）で除することによりエーカー当たりの単価を算定している。なお、当該単価の下限は15ドル、上限は150ドルに設定された。

（2）第二次政権における米中貿易摩擦の経緯と農業支援策

1）米中貿易摩擦と米中貿易合意の経緯

第二次トランプ政権における米中貿易摩擦は、以下のとおり、米国の中国に対する一連の追加関税措置（フェンタニル関税と相互関税）とそれに対する中国の報復的な追加関税措置の実施という形で展開された⁽³⁾。

米国は、まず、フェンタニルその他の合成麻薬性鎮痛薬が違法な流通ネットワークを通じて米国に流入していることが、公衆衛生上の危機を含む国家緊急事態に該当するとして、国家緊急事態法（National Emergencies Act）に基づき国家緊急事態を宣言し、中国当局が犯罪カルテルに流入するフェンタニルの前駆体化学物質の流れを食い止め、国際的犯罪組織によるマネーロンダリング資金洗浄を封じ込めるために必要な措置を講じてこなかったとして、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act）に基づき、中国からの全ての輸入品に10%の追加関税（フェンタニル関税）を発動した（2025年2月4日）⁽⁴⁾。さらに、フェンタニル関税を10%から20%に引き上げた（2025年3月3日）。これに対し中国は、米国産の様々な農産物に対して10%～15%の追加関税（大豆は10%）を賦課した（2025年3月10日）。

また、米国は、米国の大規模で恒常的な貿易赤字については、国内製造業の空洞化、防衛産業基盤の敵対国への依存等をもたらすことから、国家安全保障上の脅威と位置付けるとともに、貿易赤字の原因は（米国産品の競争力を阻害する）貿易相手国による米国と非相互的である関税や非関税障壁にあるとして、貿易赤字を是正するために「相互関税（reciprocal tariff）」を貿易相手国の輸入品に課すこととした。相互関税についても、フェンタニル関税の場合と同様に、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、全ての貿易相手国からの輸入品に対する追加関税措置を公表した（2025年4月2日）⁽⁵⁾。中国に対する相互関税は当初34%と設定されたが、2025年4月8日から9日にかけて当該関税の段階的な引き上げ（34%から84%、さらに125%に引き上げ）を行った。

中国は、2025年4月3日から11日にかけて、米国の関税引き上げに対応して、米国産品への追加関税を34%から84%へ、さらに125%へと段階的に引き上げる措置を講じた。

このような状況下、2025年5月、米中協議が行われ、米中両国は、関税措置の一部停止について合意した。すなわち、両国が導入した相互関税を一時的に125%から10%に引き下げることとし（125%を34%に引き下げ、そのうち24%ポイント分の執行を停止する）、当該引き下げの期間については、2025年5月14日から2025年8月12日までの90日間とされた⁽⁶⁾。

その後、2025年7月末に実施された米中経済貿易協議の共同声明を8月11日に公表し、米中両国は、相互関税の停止措置を2025年8月12日から11月10日まで、90日間延長することとされた⁽⁷⁾。

さらに、2025年10月末には、米中間で経済貿易関係に関する合意が成立し、米中両国は、相互関税の停止措置（10%のみを適用する措置）を2026年11月10日まで再延長することとした。また、米国は同日より、中国が米国に向けた合成麻薬フェンタニルの流入を防止するための措置を履行することを条件に、フェンタニル関税について2025年11月10日から20%から10%へ引き下げる措置を講じた。これに対応して、中国は、2025年3月以降に発表した米国の関税措置に対する全ての追加関税（大豆は10%）を停止することとした。加えて、中国は米国産大豆を2025年11月から12月に少なくとも12百万トン購入し、2026年から2028年に毎年少なくとも25百万トンを購入することとした⁽⁸⁾。

しかしながら、2026年2月20日に連邦最高裁判所により、国際緊急経済権限法は大統領に関税を賦課する権限を与えていないとして、フェンタニル関税と相互関税の賦課は違法であると判断されたことにより、両関税が失効した⁽⁹⁾。

同日、トランプ政権は、1974年通商法122条に基づき2026年2月24日から150日間の暫定的な追加関税10%を課す大統領布告を発した（追加関税の法定上限が15%であるため、今後、15%に引き上げられる可能性もある）⁽¹⁰⁾（2026年2月21日時点）。

2) 農業支援策の概要⁽¹¹⁾

2025年12月、トランプ大統領はロリンズ米国農務長官等とともに、米国農務省が一回限りの「農業者橋渡し支援（Farmer Bridge Assistance : FBA）」を農業者に提供することを公表した。この措置は、過去4年間のバイデン政権による失政の後も、農家に影響を与え続けている一時的な貿易市場の混乱と生産コストの上昇に対応するために、2025年度における損失の一部を補填するものとされている。

2025年7月に成立した通称「ワン・ビッグ・ビューティフル・ビル法（One Big Beautiful Bill Act）」において大豆、とうもろこし、小麦などの主要な対象作物について、農業法に規定する作物プログラムに係る参照価格（reference prices）が引き上げられること等経営安定対策が強化されることとなっているが、強化後の直接支払いについては、2026年10月1日に支給される予定であるので、それまでの間、生産者を支えるための「橋渡し（Bridge）」として提供されるという意味がFBAの名称には込められている。（FBA プログ

ラムの対象となる農家は、2026年2月28日までに支払いが行われることとなっている)。なお、総額110億ドルが、大豆、とうもろこし、小麦等の生産者に支給される。

3. 第一次政権と第二次政権における貿易政策と米中貿易摩擦の影響に関する比較分析

本節では、トランプ政権の貿易政策と米中貿易摩擦の経緯とその影響について、①追加関税の発動時期と貿易摩擦の期間、②米国産大豆の輸出の動向、③米国の大豆生産者の経営状況（収支状況）の観点から、第一次政権と第二次政権における状況を比較分析する。

（1）追加関税の発動時期と貿易摩擦の期間

第一次政権では、1974年通商法301条に基づく中国の不公正な通商慣行に対する調査が2017年8月に開始された後、同法に基づき、中国への協議の要請（中国は調査に反対を表明して協議は実質的に進展しなかった）、公聴会やパブリックコメントの募集等の手続きを経て、2018年3月に不公正な通商慣行が米国の商業的利益を損なっているという趣旨の調査の最終報告書が発出され、その後、対応措置（追加関税）の選択・決定がされて、2018年7月によりやうく追加関税が賦課された。

このように調査開始から追加関税の賦課まで約10か月半を要するとともに、約1年7か月半という長期の貿易摩擦を経て米中合意（2020年2月発効）に至った。

一方、第二次政権では、国際緊急経済権限法を活用し、2025年1月20日の大統領就任後、約2週間後に追加関税（フェンタニル関税）が発動（2025年2月4日）されるとともに、2025年10月の米中合意までの展開が加速された（追加関税の発動から合意まで約9か月）。

（2）米国産大豆の輸出の動向

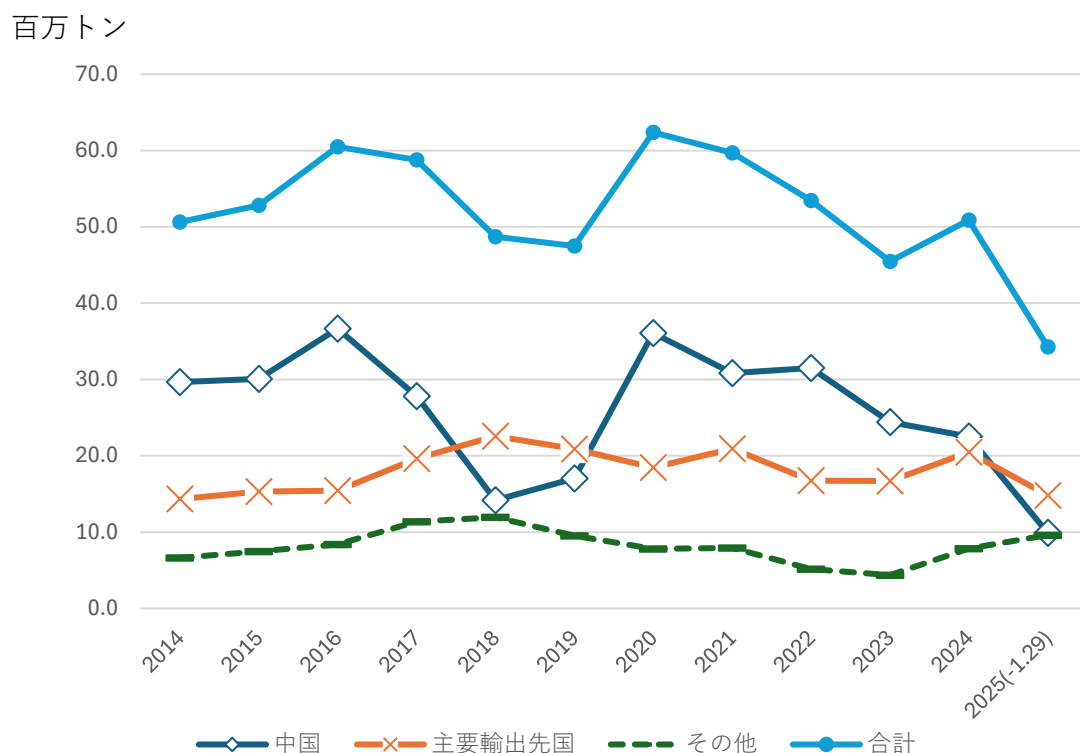
米国産大豆の輸出の動向について、米国産大豆の輸出成約高の動向とその輸出先別の構成比の変化により確認していくこととする。

米国産大豆の輸出成約高（Total Commitments）について、輸出先を中国、中国以外の主要輸出先国（EU、メキシコ、エジプト、日本、インドネシア、台湾の合計）、その他地域に区分し、2014年度から2025年度（2026年1月までの年度途中の参考値）までの推移を示した（第1図）。なお、中国以外の主要輸出先国は、米国産大豆の輸出成約高の2014年度～2024年度の年間平均値が100万トン以上の国である上記6か国として整理した。

総輸出成約高は、2014年度に約50.6百万トンであり、2016年度には約60.5百万トンまで増加している。この間、中国向けの増加が2014年度に約29.6百万トン、2016年度には約36.7百万トンと大きく伸びており、2014年度から2016年度にかけては、中国向

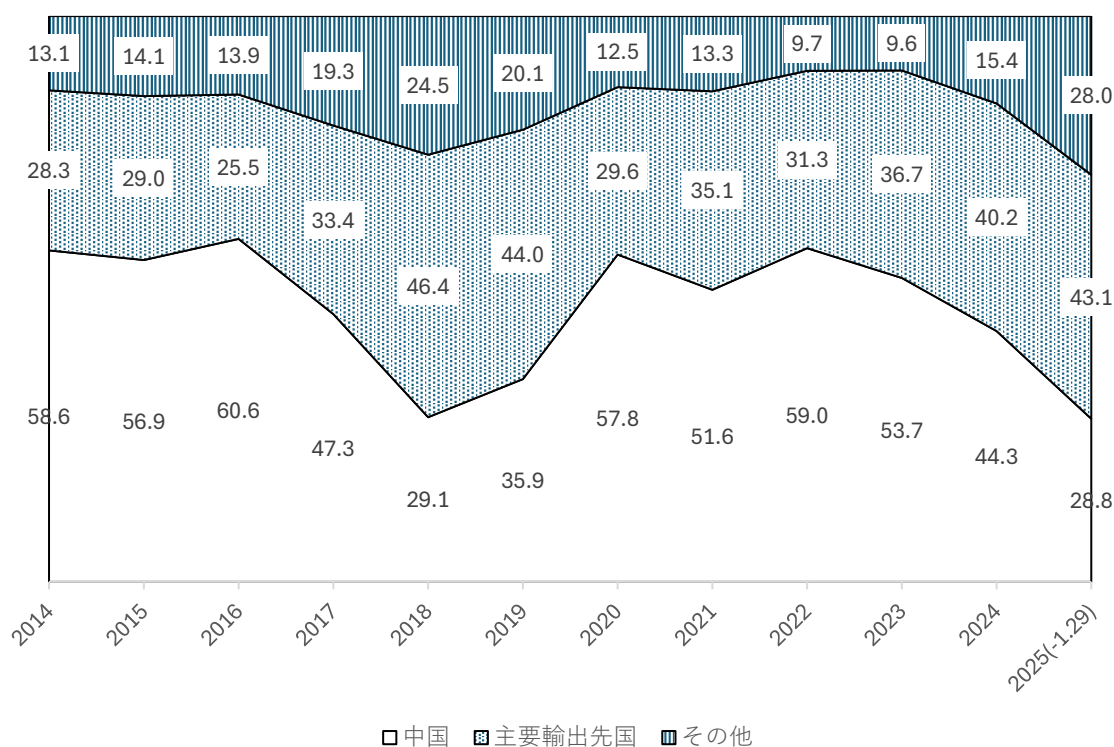
けの増加が、総輸出成約高の増加を牽引したと言える。輸出先別の構成比(%)でも、中国向けは高水準で推移しており、2016年度には60.6%を占めるなど、当該期間の米国産大豆の輸出は、中国需要に対する依存度が高い構造であったと整理できる（第2図）。

2018年7月から始まった米中貿易摩擦を背景として、中国向け輸出成約高は2017年度以降に減少し、2018年度と2019年度にかけて大きく減少した。中国向けは2016年度の約36.7百万トンから2018年に約14.2百万トン、総輸出成約高も2016年度の約60.5百万トンから2018年度に約48.7百万トンへ減少している。構成比でも、中国向けは2016年度の60.6%から2018年度には29.1%まで大きく減少しており、中国への依存度が大きく減少した局面であった。一方、中国向けが減少した局面では、中国以外の主要輸出先国（6か国合計）が増加し、主要輸出国向けの構成比は2016年度の25.5%から2018年度には46.4%まで増加した。主要輸出国向け成約高は2018年度に約22.6百万トンに達しており、中国向けの減少分の代替的な輸出先として一部補完する役割を果たした。さらにその他地域向けの構成比も同期間に上昇しており、2016年度の13.9%から2018年度には24.5%へ増加し、成約高は2016年度の約8.4百万トンから2018年度の約11.9百万トンまで増加した。



第1図 米国の大豆の輸出成約高（輸出先別）の推移

資料：USDA/FAS, Export Sales Query System のデータより筆者作成。



第2図 米国の大豆の輸出成約高（輸出先別）の構成比（%）の推移

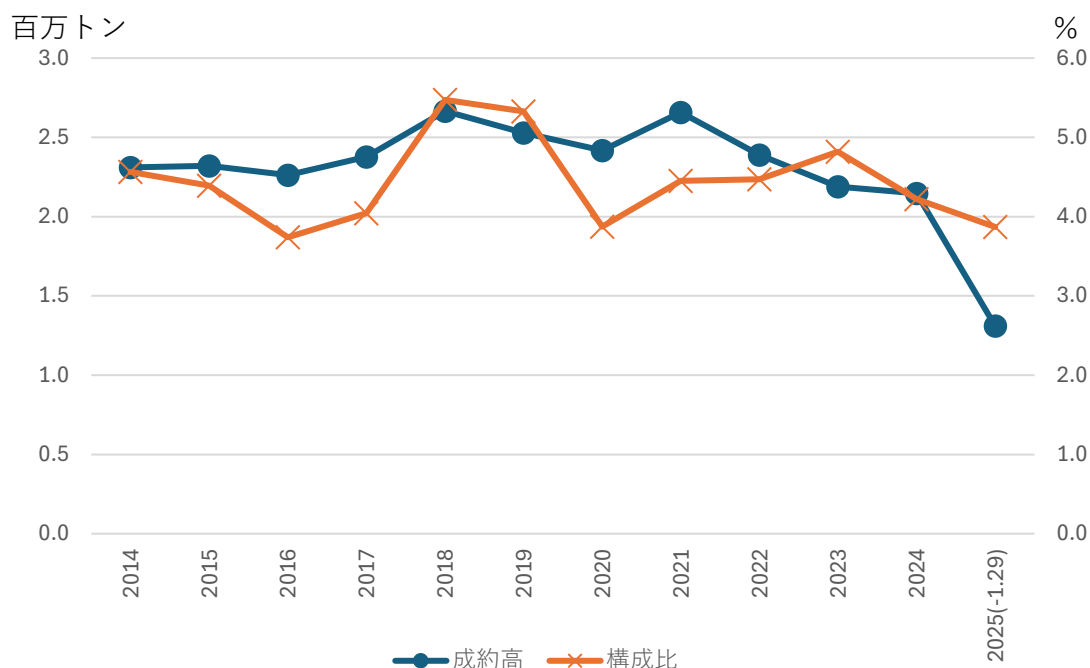
資料：USDA/FAS, Export Sales Query System のデータより筆者作成。

2020年の米中第一段階貿易合意もあり、2020年度には中国向け輸出成約高が回復した。2020年度の総輸出成約高は約62.4百万トンとなり、対象期間中で最も高い水準に達した。中国向けも2020年度には約36.1百万トンまで回復し、構成比も57.8%と高水準に戻った。しかし、その後は中国向けが減少傾向にあり、中国向けは2023年度に約24.4百万トン、2024年に約22.5百万トンと減少している。構成比も2023年度は53.7%、2024年度は44.3%と減少しているが、これは中国が輸入先をブラジル等南米にシフトさせている影響があると考えられる。このため、2023年度にかけて総輸出成約高も減少した。一方で2024年度は、中国向けの成約高が減少したにもかかわらず、中国以外の主要輸出国向けとその他地域向けの成約高が増加し、中国向けの減少を上回って総輸出成約高が増加した。これは米国による輸出先の分散化（多角化）が進展したことを示唆している。

2025年度（年度途中（2026年1月）参考値）には、第二次政権での米中貿易摩擦の影響もあり、中国向けが主要輸出国向け未満となり、その他地域向けが中国向けと同水準まで増加しているが、その他地域向けの構成比が28%と過去最大に達している点が特に注目される。中国向けが減少した場合に主要輸出国向けが代替先として増加するという従来の構図に加え、南アジア（パキスタン、バングラデシュ）、北アフリカ（チュニジア、アルジェリア）、東南アジア（ベトナム、タイ）等複数の新興市場へ代替的輸出先が分散する傾向が強まっている可能性がある。

以上のように、一貫して中国向けの増減が輸出変動に大きく影響しているが、中国への輸出の減少局面では、中国以外の主要輸出国向けやその他地域向けが一部代替する構造が確認できる。第二次政権において見られた中国の代替的輸出先の分散化という構造的変化の傾向が、2025年度の最終時点においてどの程度定着していくのか注視する必要がある。

次に、中国の代替的な輸出先として機能してきた主要輸出国のうちの一つである我が国への大豆の輸出（米国の対日大豆輸出成約高）の動向を確認する（第3図）。



第3図 米国の大豆の日本向け米国産大豆の輸出成約高の推移

資料：USDA/FAS, Export Sales Query System のデータより筆者作成。

2014年度から2016年度にかけて、日本向け輸出成約高は2.3百万トン前後で推移し、大きな変動はみられなかった。同期間は中国向けが増加したため、総輸出成約高に占める日本の構成比は相対的に低下した。

既に述べたとおり、2018年7月から始まった米中貿易摩擦の影響で、中国向け輸出成約高は2017年度に減少し、2018年度および2019年度にかけて大きく減少した。これを背景として、日本向けが2017年度から増加し始め、2018年度から2019年度には、2.5百万トン以上まで増加し、構成比でも5%以上を占めた。これは、中国向けの減少局面において、日本が米国産大豆の代替的な輸出先の一角として機能したことを示している。

その後、米中第一段階合意等も背景として2020年度に中国向けの輸出が回復すると、日本向けは低下し、構成比も4%未満に低下したが、2021年度になると中国向けが減少するとともに、日本向けが再び増加するという従来のパターンが見られた。しかしながら、2022年度から2023年度にかけては、米国産大豆の総輸出成約高が減少する中で、日本向

けも減少したが、中国向けの減少が相対的に大きかったことから、日本の構成比は逆に増加した。

2024年度以降は、日本向け輸出成約高が減少するとともに、構成比も低下した。これは、すでに述べたように、中国向けが減少した場合の代替輸出先として新興市場へ輸出が分散する傾向が強まっている可能性を反映しているものと考えられる。

なお、米国が日本に対して賦課した相互関税に関する「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」においては、「バイオエタノール（持続可能な航空燃料向けを含む）、大豆、とうもろこしおよび肥料を含む国内消費向けの米国の農産品並びに他の米国の製品の追加購入を年間計80億ドル規模で実施」とされており、大豆を含む米国の農産物の輸入に関して具体的数値が設定されたことから、米国から日本へ大豆の輸出にどのような影響を及ぼしていくのか注視する必要がある⁽¹²⁾。

（3）大豆生産の経営状況（収支の試算と直接支払いの効果）

大豆生産者の経営状況について、単位作付面積（1エーカー）当たりの収支を試算することにより、農家支援策（直接支払い）の効果等を確認する。

1）試算に係る概念の定義

（i）「生産額」とは、単位量（1ブッシェル）当たりの価格（収穫時の価格）に単収（1エーカー当たりの生産量）を乗じたものとする。つまり、1エーカー当たりの生産物の販売収入額とも捉えられる。

（ii）「総収入」とは、生産額（販売収入額）に作物プログラムにおける直接支払い（ARC: Agriculture Risk Coverage と PLC: Price Loss Coverage）、農業保険金や作物プログラム以外の特別支払い（MFP, FBA 等）を加算したものとする。

（iii）「支出額」は、生産に投入した物財費（種苗、肥料、農薬・薬剤、光熱動力、農機具）、雇用労働に係る賃金、修繕費等の生産するために実際に支出した金額とする。

（iv）「総費用」とは、支出額に生産に係る機会費用（家族労働費、自作地地代、自己資本利子について擬制的に計算）を加算したものとする。

（v）「利益」とは、総収入と支出額の差額とする。

（vi）「利潤」とは、総収入と総費用の差額とする。

2）試算データと試算方法

（i）単位作付面積（1エーカー）当たりの生産額、総費用、支出額

USDA/ERA, Data Products, Commodity Costs and Returns のデータを使用した。ただし、2025年度の総費用、支出額については予測データであり、また、2025年度の実産額については、USDA/ERA, Data Products, Commodity Costs and Returns にデータがないことから、USDA, WASDE Report の価格と単収の予測データを用いて試算した。

（ii）単位作付面積（1 エーカー）当たりの直接支払い

①作物プログラムにおける直接支払い（ARC と PLC）については、大豆への支給総額データ（USDA/FAS, ARC and PLC Data）を大豆の総作付面積データ（USDA/ERA, Data Products, Oil Crops Yearbook と USDA, WASDE Report）で除した値とした。ただし、2024 年度と 2025 年度の ARC と PLC については、USDA/FAS, ARC and PLC Data にデータがまだ記載されていないため、2024 年度については farmdocdaily(2025a)の推定値、2025 年度については farmdocdaily(2025b)の予測値を使用した。

② MFP については、大豆への支給総額データ（Congressional Research Service(2019a)(2019b), Glauber(2019)）を大豆の総作付面積で除した値である。

CFAP（Coronavirus Food Assistance Program）については、大豆への支給総額データ（USDA, Coronavirus Food Assistance Program 1 Data と USDA, Coronavirus Food Assistance Program 2 Data）を大豆の総作付面積で除した値である。

ECAP については、支給単価データ（USDA/FSA）、FBA については、支給単価データ（USDA(2025b)）の値である。

（iii）単位作付面積（1 エーカー）当たりの農業保険金

USDA/RMA, Summary of Business のデータを用いて、大豆の純保険金総額を計算して、大豆の総作付面積で除した値である。

3）試算結果と直接支払いの効果（第4図、第5図）

生産額が支出額を上回っており、利益は生じている。2014 年度から 2017 年度にかけては、農業法等に基づき制度化されている基本的な経営安定対策である作物プログラムの直接支払い（ARC と PLC）と農業保険金の補填があれば、総収入が経済合理的水準（総収入が総費用をカバーする、つまり機会費用も賄える水準）に達していた（2015 年度は、総収入は総費用の 98%をカバー）。

しかしながら、第一次トランプ政権における米中貿易摩擦の期間中である 2018 年度と 2019 年度においては、価格が下落して、作物プログラムの直接支払い（ARC と PLC）と農業保険金による補填のみでは総費用をカバーできない状況となった。このため、特別支払いである市場促進プログラム（MFP）が支給されたことより、総収入を経済合理的水準以上に維持することが可能となった。

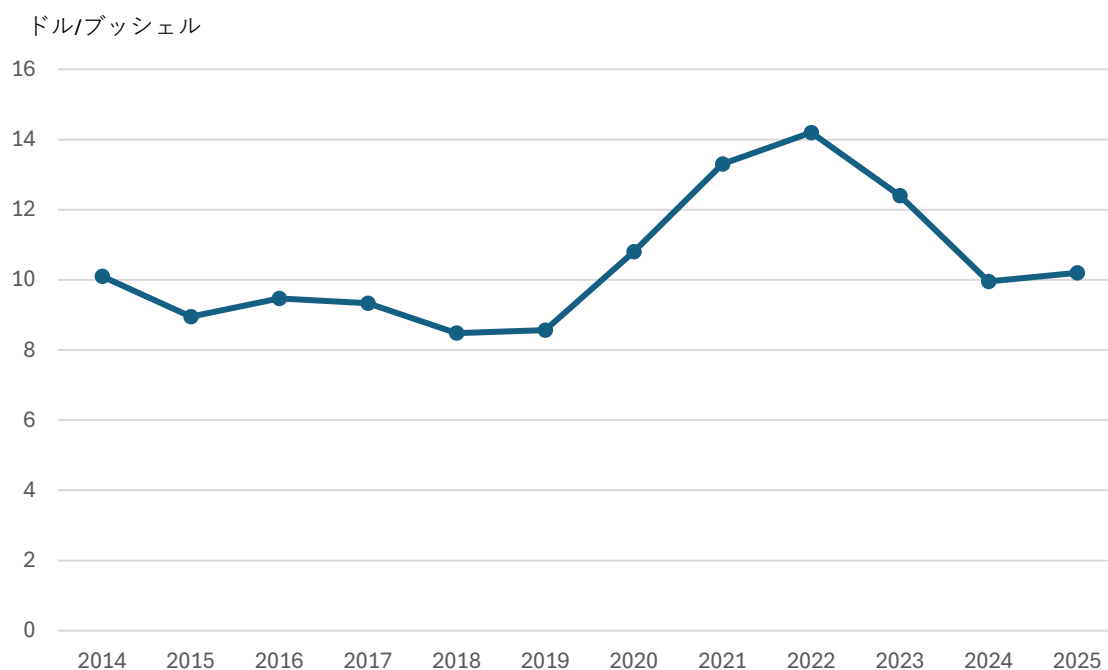
2020 年度以降は、コロナ禍、2022 年度以降はロシアによるウクライナ侵攻期に総費用が上昇したが、価格も上昇したため、2023 年度にかけて生産額のみでも利潤が生じており、経済合理的水準以上の十分に高所得の状況であった（2020 年のコロナによる市場混乱・販売損失対策の特別支払いである CFAP（Coronavirus Food Assistance Program）は、2020 年 1 月から 7 月末までの価格下落幅に基づいて支給単価が設定されたが、2020 年後半期には大豆の価格は上昇したことから、過剰な補填であった）。

ところが、2024 年度になると総費用が高止まりのままである一方、大豆の価格が下落し、作物プログラムや農業保険のみでは総費用をカバーできない状態になったため、

緊急支援特別支払いである ECAP（Emergency Commodity Assistance Program）が支給されたが、十分な補填とは言えない状況であった。2025 年度においても第二次トランプ政権における米中貿易摩擦の影響もあり、価格は低迷したままであり、2024 年度と同様に特別支払いである FBA が支給されたが、補填が十分でない状況が続いている（米国大豆協会は、大豆生産者は中国との貿易摩擦による経済的損害を引き続き被っており、FBA による支払いは、そうした損失を補填するには不十分であるとしている⁽¹³⁾）。

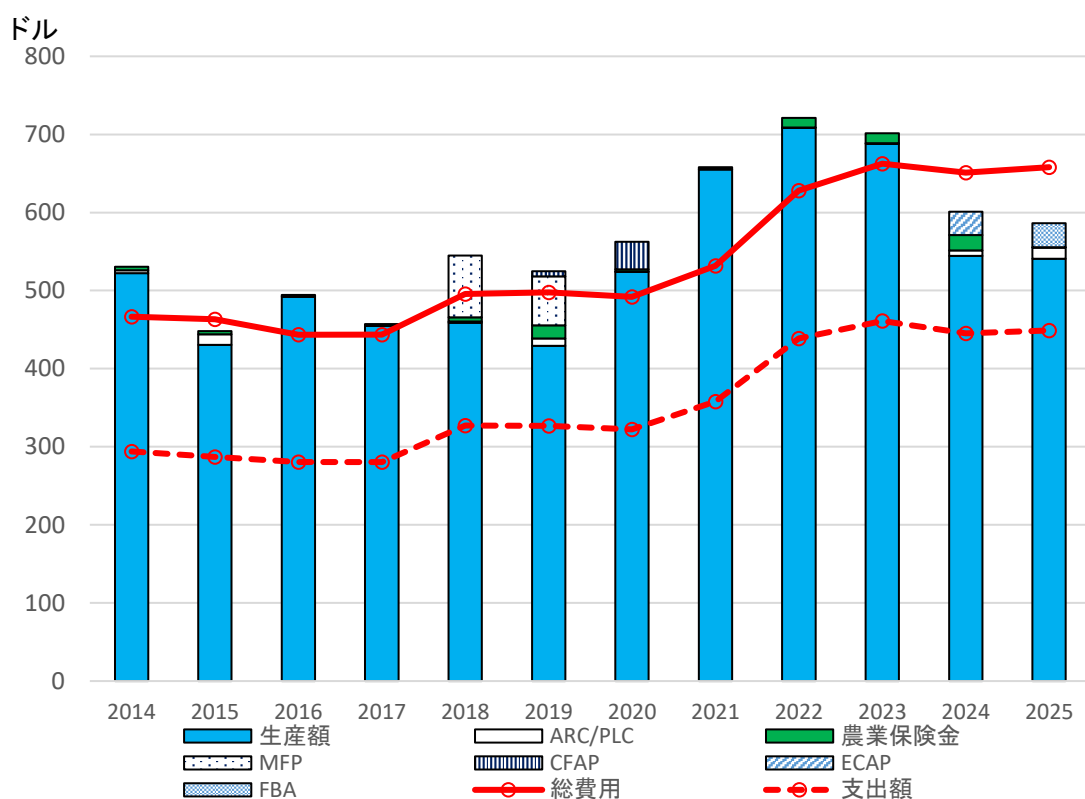
第一次政権では、米中貿易摩擦の影響で輸出が減少した大豆農家に十分な補填（MFP）が行われた。これは、MFP の支給単価が米国大豆の輸出減少総額（つまり、経済的損害総額に相当するもの）の推定値に基づき算定されたためである。一方、第二次政権において FBA の支給額が不十分と言われる水準となったのは、米中貿易摩擦は一時的な貿易市場の混乱とされ、FBA が 2025 年度の損失の一部を補填する「橋渡し」的なものと位置付けられたためである。

このような状況を踏まえ、議会では追加支援策の検討の動きも見られる（例えば、2025 年 1 月に下院農業委員会の議員が 170 億ドルの追加的な農家支援を提供する内容を盛り込んだ Farm and Family Relief Act 法案を発表した等の報道がある⁽¹⁴⁾ が、これを含めて追加的な農家支援策に関する法案は 2025 年 2 月 21 日時点では農業委員会には提出されていない）。



第4図 大豆の価格の推移

資料：USDA/ERA, Data Products, Oil Crops Yearbook, USDA, WASDE Report のデータより筆者作成。



第5図 大豆の収支状況

資料：USDA/ERA, Data Products, Commodity Costs and Returns, USDA/RMA, Summary of Business, USDA/FAS, ARC and PLC Data, Congressional Research Service(2019a)(2019b), Glauber(2019), USDA, Coronavirus Food Assistance Program 1 Data, USDA, Coronavirus Food Assistance Program 2 Data, USDA/FSA, USDA(2025b), Farmdocdaily(2025a,b), USDA/ERA, Data Products, Oil Crops Yearbook, USDA, WASDE Report のデータより筆者作成。

4. おわりに

本稿においては、トランプ政権の貿易政策と米中貿易摩擦をめぐる動向とその影響等について、第一次政権と第二次政権における状況を比較分析して構造的把握を試みた。以上を踏まえ、今後、注目すべきポイントは以下のとおりである。

(1) 連邦最高裁判所による違法判決により、中国に課していた国際緊急経済権限法に基づくフェンタニル関税と相互関税が失効した結果、これらの関税と中国による米国産大豆の輸入に関してなされた米中合意（2025年10月）の履行については、今後どのようなものになるのか（米中合意内容の見直し等が行われるのか）。

(2) 仮に、米中合意の履行が実質的に継続することとなった場合には、合意において「中国は米国産大豆を2025年11月から12月に少なくとも12百万トン購入し、2026年から2028年に毎年少なくとも25百万トンを購入する」としているが、2025年については中国の米国産大豆の輸入量は10百万トン未満であり、合意を履行できていない状況である。

ため、中国による今後の大豆の輸入状況により、合意の期限である2026年11月を待たずして米中貿易摩擦が再燃する可能性がある。

(3) 米国の中国向けの代替的輸出先が複数の新興市場（南アジア、東南アジア、北アフリカ）へ分散する傾向が強まっている可能性があるが、2025年度の最終時点において、また、それ以降も、このような米国産大豆の輸出の構造的変化の動きが定着していくのかどうか。

(4) 米国大豆協会は、大豆の生産者は中国との貿易摩擦による経済的損害を引き続き被っており、FBAによる支払いはそうした損失を補填するには不十分であるとしていることもあり、米国議会で動きが見られている追加支援について実施されるのかどうか。

1974年通商法122条に基づく150日間の暫定的な追加関税の発動後に、1974年通商法301条等による新たな追加関税の発動があるのかどうか等今後もトランプ政権による貿易政策がどのように展開されていくのかについて、注視していく必要性が一層高まっている(2026年2月21日時点)。

注(1) 第一次トランプ政権における米中貿易摩擦の経緯と農業支援策については、勝又(2019)(2020)を参照。

(2) 現在の免除制度の延長については、USDA/FAS(2025)を参照。

(3) 米中両国の追加関税の賦課の経緯については、Congressional Research Service(2026)を参照。

(4) The White House (2025a)を参照。

(5) The White House (2025b)を参照。

(6) The White House (2025c)を参照。

(7) The White House (2025d)を参照。

(8) The White House (2025e)を参照。

(9) SUPREME COURT OF THE UNITED STATES を参照。

(10) The White House (2026)を参照。

(11) USDA(2025a)を参照。

(12) 内閣官房(2025)を参照。

(13) ASA(2025)を参照。

(14) DTN progressive farmer を参照。

[引用文献]

【日本語文献】

勝又健太郎(2019)「第1章 米国—2018年農業法と米中貿易摩擦—」農林水産政策研究所『平成30年度カントリーレポート：米国、カナダ、EU（条件不利地域における農業政策、共通農業政策（CAP）の変遷における政治的要因等の検討、ドイツ、フランス、英国）、ロシア』プロジェクト研究【主要国農業

戦略横断・総合] 研究資料 第10号.

勝又健太郎(2020)「第1章 米国—米中貿易摩擦における大豆をめぐる状況と農村振興政策の概要—」農林水産政策研究所『令和元年度カントリーレポート：米国，EU（CAP），フランス，英国，CETA，ロシア』プロジェクト研究[主要国農業政策・貿易政策] 研究資料 第1号.

内閣官房(2025)「赤澤経済再生担当大臣による米国訪問」共同声明，

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff_measures/houmon/pdf/250905kyodoseimei.pdf (2026年1月15日にアクセス)

【外国語文献】

American Soybean Association(ASA)(2025), USDA Farmer Bridge Assistance Payments Fall Short for Soybean Farmers,

<https://soygrowers.com/news-releases/asa-usda-farmer-bridge-assistance-payments-fall-short-for-soybean-farmers/>(Accessed on February 17, 2026).

Congressional Research Service(2019a) Farm Policy: USDA's 2018 Trade Aid Package, CRS Report, R45310, <https://www.congress.gov/crs-product/R45310> (Accessed on January 15, 2026).

Congressional Research Service(2019b) Farm Policy: USDA's 2019 Trade Aid Package, CRS Report, R45865, <https://www.congress.gov/crs-product/R45865> (Accessed on January 15, 2026).

Congressional Research Service(2020a) USDA's Coronavirus Food Assistance Program: Round One (CFAP-1), R46395, <https://www.congress.gov/crs-product/R46395> (Accessed on January 16, 2026).

Congressional Research Service(2020b) USDA's Coronavirus Food Assistance Program: Round Two (CFAP-2), R46645, <https://www.congress.gov/crs-product/R46645> (Accessed on January 16, 2026).

Congressional Research Service(2026) Presidential 2025 Tariff Actions: Timeline and Status, CRS Report, R48549, <https://www.congress.gov/crs-product/R48549> (Accessed on January 20, 2026).

DTN progressive farmer, "Congress Looks to Boost Ad-Hoc Aid",

<https://www.dtnpf.com/agriculture/web/ag/columns/washington-insider/article/2026/01/15/ag-state-lawmakers-propose-15b-17b> (Accessed on January 30, 2026).

farmdocdaily(2025a), Estimates of 2024 ARC-CO and PLC Payments,

<https://farmdocdaily.illinois.edu/2025/11/estimates-of-2024-arc-co-and-plc-payments.html> (Accessed on February 2, 2026).

farmdocdaily(2025b), Projected ARC and PLC Payments for 2025,

<https://farmdocdaily.illinois.edu/2025/11/projected-arc-and-plc-payments-for-2025.html>(Accessed on February 2, 2026).

Glauber, J.W(2019)Agricultural trade aid: Implications and consequences for US global trade relationships in the context of the World Trade Organization, American Enterprise Institute Report. SUPREME COURT OF THE UNITED STATES, Syllabus.

https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287_4gcj.pdf(Accessed on February 23, 2026).

The White House (2025a) President Donald J. Trump Imposes Tariffs on Imports from Canada, Mexico

and China, Fact Sheet,

<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-imposes-tariffs-on-imports-from-canada-mexico-and-china/>(Accessed on December 17, 2025).

The White House (2025b) Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits, Executive Orders, <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and-persistent-annual-united-states-goods-trade-deficits/>(Accessed on December 18, 2025).

The White House (2025c) Joint Statement on U.S.-China Economic and Trade Meeting in Geneva, Briefings & Statements,

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/05/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-geneva/>(Accessed on December 19, 2025).

The White House (2025d) Joint Statement on U.S.-China Economic and Trade Meeting in Stockholm, Briefings & Statements,

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/08/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-stockholm/>(Accessed on December 24, 2025).

The White House (2025e) President Donald J. Trump Strikes Deal on Economic and Trade Relations with China, Fact Sheet,

<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/fact-sheet-president-donald-j-trump-strikes-deal-on-economic-and-trade-relations-with-china/>(Accessed on December 25, 2025)/.

The White House (2026) Imposing a Temporary Import Surcharge to Address Fundamental International Payments Problems, Proclamations,

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/imposing-a-temporary-import-surcharge-to-address-fundamental-international-payments-problems/>(Accessed on February 23, 2026).

USDA, Coronavirus Food Assistance Program 1 Data, <https://www.farmers.gov/data/cfap1/>(Accessed on from January 15, 2026).

USDA, Coronavirus Food Assistance Program 2 Data, <https://www.farmers.gov/data/cfap2/>(Accessed on from January 15, 2026).

USDA/ERA, Data Products, Commodity Costs and Returns, <https://www.ers.usda.gov/data-products/commodity-costs-and-returns>.

USDA/ERA, Data Products, Oil Crops Yearbook,

<https://www.ers.usda.gov/data-products/oil-crops-yearbook/>(Accessed on from January 16, 2026).

USDA/FSA, Emergency Commodity Assistance Program (ECAP),

<https://www.fsa.usda.gov/resources/programs/emergency-commodity-assistance-program/>(Accessed on from January 19, 2026).

USDA/FAS(2025) Trade Alert - China Extends Section 301 Tariff Exclusions for US Agricultural

Products, Voluntary Report,

https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/Report/DownloadReportByFileName?fileName=Trade%20Alert%20-%20China%20Extends%20Section%20301%20Tariff%20Exclusions%20for%20US%20Agricultural%20Products_Beijing_China%20-%20People%27s%20Republic%20of_CH2025-0223.pdf(Accessed on from January 20, 2026).

USDA/FAS, ARC and PLC Data, <https://www.fsa.usda.gov/resources/programs/arc-plc/program-data>(Accessed on from January 21, 2026).

USDA/FAS, Export Sales Query System, <https://apps.fas.usda.gov/esrquery/#/home> (Accessed on from January 15 to February 20, 2026).

USDA, January 2026 WASDE Report,

<https://www.usda.gov/oce/commodity/wasde/wasde0126.pdf>(Accessed on February 17, 2026).

USDA(2025a), Press Release, Trump Administration Announces \$12 Billion Farmer Bridge Payments for American Farmers Impacted by Unfair Market Disruptions,

<https://www.usda.gov/about-usda/news/press-releases/2025/12/08/trump-administration-announces-12-billion-farmer-bridge-payments-american-farmers-impacted-unfair>(Accessed on from January 21, 2026).

USDA(2025b), Press Release, USDA Announces Commodity Payment Rates for Farmer Bridge Assistance Program Eligible producers to receive pre-filled program applications and payments in February,

<https://www.usda.gov/about-usda/news/press-releases/2025/12/31/usda-announces-commodity-payment-rates-farmer-bridge-assistance-program>(Accessed on from January 21, 2026).

USDA/RMA, Summary of Business, <https://www.rma.usda.gov/tools-reports/summary-of-business>(Accessed on February 20, 2026).